



平成 24 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 J F E ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 馬田 一  
(コード: 5411 東証・大証・名証 第一部)  
問合せ先 総務部広報室長 高橋 学  
( T E L : 03-3597-3842 )

会 社 名 J F E 商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 福島 幹雄  
(コード: 8110 東証 第一部)  
問合せ先 総務部長 轉 邦彦  
( T E L : 03-5203-5055 )

## J F E ホールディングス株式会社による株式交換を通じての J F E 商事株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約の締結のお知らせ

J F E ホールディングス株式会社 (以下、「J F E ホールディングス」) 及び J F E 商事株式会社 (以下、「J F E 商事」) は、平成 23 年 10 月 26 日付「J F E ホールディングス株式会社による株式交換を通じての J F E 商事株式会社の完全子会社化に関する基本合意書の締結のお知らせ」及び同年 11 月 29 日付「J F E ホールディングス株式会社による株式交換を通じての J F E 商事株式会社の完全子会社化に関する日程変更のお知らせ」にてお知らせしました、J F E 商事の完全子会社化に関する株式交換基本合意書及び株式交換基本合意書の一部変更に関する覚書に基づき、それぞれの取締役会において、J F E ホールディングスを株式交換完全親会社、J F E 商事を株式交換完全子会社とする株式交換 (以下、「本株式交換」) を行うことを決定し、株式交換契約 (以下、「本契約」) を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、必要となる株主総会等の承認及び国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を経たうえで、平成 24 年 10 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立つ平成 24 年 9 月 26 日に、J F E 商事の普通株式は東京証券取引所市場において上場廃止 (最終売買日は平成 24 年 9 月 25 日) となる予定です。

記

### 1 . 本株式交換 (完全子会社化) の目的

J F E グループは、グループ全体の経営戦略の策定等を行う J F E ホールディングスのもと、鉄鋼事業、エンジニアリング事業、造船事業及び L S I 事業の 4 つの事業分野ごとの事業会社による業務執行体制からなり、それぞれの事業分野ごとの特性に応じた諸施策を展開してまいりました。

しかしながら、J F E グループを取り巻く経営環境は、内需の低迷・縮小、大幅な円高、鉄鋼

原料価格の高騰等により、急激に厳しさを増しております。かかる環境の変化を受けて、JFEホールディングス及びその傘下事業会社であるJFEスチール株式会社（以下、「JFEスチール」）並びにJFE商事は、JFE商事の商社機能のグループ全体での活用を目的として、JFE商事の資本政策を見直すことといたしました。

これによりJFE商事は、本株式交換の効力発生日の3営業日前である平成24年9月26日に上場廃止となり、続く10月1日に本株式交換によってJFEホールディングスの完全子会社となる予定です。

JFE商事がJFEホールディングスの直接傘下会社となることによって、JFE商事の持つ市場調査・マーケティング・プロジェクトメーカー等に関する機能を、JFEスチール、JFEエンジニアリング株式会社及びユニバーサル造船株式会社（本年10月1日に株式会社アイ・エイチ・アイ マリユナイテッドとの経営統合によりジャパン マリユナイテッド株式会社として発足予定）（以下、「事業会社」）の国内外におけるプロジェクト推進や顧客開拓、調達等に活用してまいります。今回の完全子会社化を通じてグループ内での意思決定を更に迅速化すると共に、各事業会社とJFE商事が緊密な連携を取り、協力分野を広げることによって、JFEグループの強みを最大限に引き出してまいります。

また、JFEグループとして鉄鋼の生産・販売に関わる全ての領域、すなわち原料調達から生産・販売・加工・流通にいたる鉄鋼サプライチェーン全体を強化・効率化し、グローバルに拡大することで、国内外での鉄鋼事業の競争力向上を図ります。

JFE商事は、今回の完全子会社化により、引き続き既存の事業ドメインを維持、拡大しつつ、JFEグループの中核商社として、鉄鋼事業のみならずそれ以外の事業においても、グループ全体の取引の拡大に更に積極的に取り組んでまいります。

これらの結果、JFEグループはグローバル市場でのプレゼンスを高め、グループ企業価値の向上を図りJFEホールディングスの株式を保有することになるJFE商事の株主の皆様を含め、JFEホールディングスの株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと思います。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

株式交換契約承認の取締役会決議日	平成24年5月10日（木）
株式交換契約の締結日	平成24年5月10日（木）
株式交換契約承認の株主総会（JFE商事）	平成24年6月28日（木）（予定）
上場廃止日（JFE商事）	平成24年9月26日（水）（予定）
株式交換の効力発生日	平成24年10月1日（月）（予定）

（注）本株式交換の日程については、本株式交換に関して必要となる国内外の関係当局の許認可、登録、届出等の対応の要否、状況その他諸般の事情に照らし、必要に応じて変更することがあります。

### (2) 本株式交換の方式

本株式交換は、JFEホールディングスを株式交換完全親会社とし、JFE商事を株式交換完全子会社とする株式交換です。JFE商事の株主には、本株式交換の対価として、JFEホールディングスが保有する自己株式が割り当てられます。

なお、本株式交換につきましては、JFE商事の株主総会において承認を得ることが必要となります。JFEホールディングスは、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ないで本株式交換を行います。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	J F E ホールディングス ( 株式交換完全親会社 )	J F E 商事 ( 株式交換完全子会社 )
本株式交換に係る 割当ての内容	1	0.268
本株式交換により 交付する株式数	普通株式：63,382,537 株 ( 予定 )	

(注1) 株式の割当比率

J F E 商事の普通株式 1 株に対して、J F E ホールディングスの普通株式 0.268 株を交付いたします。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

J F E ホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換により J F E ホールディングスが J F E 商事の発行済株式の全部を取得する時点の直前時 ( 以下「基準時」) における J F E 商事の株主 ( 但し、J F E ホールディングスを除く。 ) の皆様に対し、J F E 商事の普通株式に代わる金銭等として、その有する J F E 商事の普通株式 1 株に対して、J F E ホールディングスの普通株式 0.268 株の割合をもって、J F E ホールディングスの普通株式を割当交付する予定です。

上記の本株式交換により交付する J F E ホールディングスの普通株式数は、平成 24 年 4 月 1 日現在における J F E 商事の発行済普通株式の総数 ( 236,777,704 株 ) 及び J F E 商事が有する自己株式数 ( 275,699 株 ) に基づいて算定した普通株式数であります。

なお、J F E 商事は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己株式 ( 本株式交換に関する会社法第 785 条に基づく同社株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みません。 ) を基準時までに消却する予定です。

よって、本株式交換により交付する J F E ホールディングスの普通株式数は、J F E 商事による自己株式の取得及び消却の理由等により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、J F E ホールディングスの単元未満株式 ( 100 株未満の株式 ) を保有することになる J F E 商事の株主の皆様は、当該単元未満株式を取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、J F E ホールディングスの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買増制度 ( 単元株への買増し )

会社法第 194 条等の規定に基づき、J F E ホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と合わせて 1 単元 ( 100 株 ) となる数の株式を J F E ホールディングスから買い増すことができる制度です。

単元未満株式の買取制度 ( 単元未満株式の売却 )

会社法第 192 条等の規定に基づき、J F E ホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、J F E ホールディングスに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に際して J F E 商事の株主の皆様に対して割り当てるべき J F E ホールディングスの普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、J F E ホールディングスは、当該株主の皆様に対し、会社法第 234 条の規定に従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額の金銭をお支払いいたします。

- (4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
該当事項はありません。

### 3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

#### (1) 算定の基礎

本株式交換における株式交換比率の算定について、その公正性・妥当性を担保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、JFEホールディングスは野村證券株式会社（以下、「野村證券」）を、JFE商事はみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」）を、株式交換比率の算定に関する第三者機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村證券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」）による算定を行いました。

JFEホールディングスの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法（基準日）	0.237～0.278
市場株価平均法（基準日）	0.186～0.225
類似会社比較法	0.090～0.113
DCF法	0.221～0.319

なお、市場株価平均法については、平成24年5月8日を算定基準日（以下、「基準日」）として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均、並びに「JFEホールディングス株式会社による株式交換を通じてのJFE商事株式会社の完全子会社化に関する基本合意書の締結のお知らせ」が発表された平成23年10月26日の前営業日の平成23年10月25日を算定基準日（以下、「基準日」）として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を採用いたしました。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、JFEホールディングスから提供を受けた両社の情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成24年5月8日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした両社の利益計画は大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは主として、国内収益基盤の強化によるコスト削減効果や新興国を中心とした海外鉄鋼需要の取り込みによる売上高増加等を見込んでいるためです。

また、野村證券は、下記3.(5)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、JFEホールディングスの取締役会からの依頼に基づき、平成24年5月9日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換における株式交換比率が、JFEホールディ

ングスにとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）をＪＦＥホールディングスに提出しております。

一方、みずほ証券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価基準法による算定を行うとともに、両社について類似上場会社比較法及びDCF法による算定を行いました。ＪＦＥホールディングスの１株当たりの株式価値を１とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.237～0.259
類似上場会社比較法	0.196～0.277
DCF法	0.210～0.309

なお、市場株価基準法では、平成24年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における、算定基準日から遡る１ヵ月、３ヶ月及び６ヶ月の株価終値平均を採用いたしました。

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、両社の財務予測に関する情報については、両社により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。みずほ証券の算定は、平成24年5月9日までの上記情報を反映したものであります。

なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提とした両社の利益計画は大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは主として、国内収益基盤の強化によるコスト削減効果や新興国を中心とした海外鉄鋼需要の取り込みによる売上高の増加等を見込んでいるためです。

また、みずほ証券は、ＪＦＥ商事の取締役会からの依頼に基づき、下記3.(5)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、平成24年5月9日付で、一定の前提及び留保事項を条件として、本株式交換比率が、ＪＦＥ商事の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）をＪＦＥ商事に提出しております。

（注）ＪＦＥ商事ホールディングス株式会社（以下、「ＪＦＥ商事ホールディングス」と）とＪＦＥ商事の平成24年4月1日（以下、「合併効力発生日」）付合併により、存続会社であるＪＦＥ商事は同日付で東京証券取引所にテクニカル上場いたしました。その結果、野村証券における市場株価平均法及びみずほ証券における市場株価基準法によるＪＦＥ商事の価値算定にあたっては、東京証券取引所市場第一部における株価終値につき、合併効力発生日前はＪＦＥ商事ホールディングス（コード番号3332）の株価終値を、合併効力発生日以後はＪＦＥ商事（コード番号8110）の株価終値を、それぞれ採用しております。

## (2) 算定の経緯

ＪＦＥホールディングス及びＪＦＥ商事は、それぞれの第三者機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、かつ、ＪＦＥホールディングス及びＪＦＥ商事の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ、上記2.(3)に記載

の株式交換比率（以下、「本株式交換比率」）は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至り、J F Eホールディングス及びJ F E商事は本日開催のそれぞれの取締役会において、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定し、両社間で本契約を締結いたしました。

### (3) 算定機関との関係

J F Eホールディングスの第三者機関である野村証券及びJ F E商事の第三者機関であるみずほ証券は、いずれもJ F Eホールディングス及びJ F E商事から独立しており、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### (4) 上場廃止となる見込み及びその代替措置

#### (ア) 上場廃止の見込み

本株式交換によりJ F E商事の普通株式は東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、所定の手続きを経て、上場廃止となる見込みです。

#### (イ) 上場廃止の代替措置

本株式交換の目的は、上記 1. に記載のとおりであり、J F E商事の上場廃止そのものを目的とするものではありません。

J F E商事の普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換により株主に割り当てられるJ F Eホールディングスの普通株式は、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場されており、本株式交換後も取引所市場での取引が可能であることから、本株式交換によりJ F Eホールディングスの単元株式数である100株以上のJ F Eホールディングスの普通株式の割当を受ける株主に対しては、引続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

ただし、本株式交換により100株に満たないJ F Eホールディングスの普通株式を保有することになるJ F E商事の株主の皆様は、当該単元未満株式を上記いずれの取引所市場においても売却することはできませんが、かかる株主の皆様のご希望により、J F Eホールディングスにおける単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取り扱いの詳細については、上記 2 . (3) (注 3) をご参照ください。また、本株式交換に際してJ F E商事の株主の皆様に対して割り当てるべきJ F Eホールディングスの普通株式に1株に満たない端数が生じる場合には、当該端数部分に応じた金額の金銭を交付する予定です。その取り扱いの詳細については、上記 2 . (3) (注 4) をご参照ください。

### (5) 公正性を担保するための措置

J F Eホールディングスは、既にJ F E商事の発行済株式総数の39.38%（間接保有）を保有しており、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、上記 3 . (1)乃至(3)に記載のとおり、独立した第三者機関である野村証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてJ F E商事との間で交渉・協議を行い、上記 2 . (3)に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催の取締役会で決議いたしました。なお、J F Eホールディングスは、平成 24 年 5 月 9 日付にて野村証券から、上記 3 . (1)に記載の前提条件その他一定の条件のもとに、本株式交換における株式交換比率が、J F Eホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

一方、J F E商事も、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、

本株式交換の実施にあたり、上記3.(1)乃至(3)に記載のとおり、独立した第三者機関であるみずほ証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてJFEホールディングスとの間で交渉・協議を行い、上記2.(3)に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催の取締役会で決議いたしました。なお、JFE商事は、平成24年5月9日付にて、みずほ証券から、本株式交換における株式交換比率が、JFE商事の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

また、法務アドバイザーとして、JFEホールディングスは長島・大野・常松法律事務所を、JFE商事は佐藤総合法律事務所を選任し、本株式交換の適切な手続き及び意思決定の方法・過程等について、それぞれ法的助言を受けております。

(6) 利益相反を回避するための措置

JFE商事の取締役のうち、福島幹雄氏、矢島勉氏、吉岡康平氏及び樺澤敏弘氏は、JFEホールディングスの完全子会社であるJFEスチールの出身であるため、利益相反を回避する観点から、本契約の締結に係るJFE商事の取締役会の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておりません。

上記本契約の締結については、本日開催のJFE商事の取締役会において、上記4名を除く出席取締役全員の賛同を得て決議し、また、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であり、JFEホールディングスと利害関係を有しない社外監査役が本契約の締結について異議がない旨の意見を表明しております。

以上のJFE商事における取締役会決議の方法その他利益相反を回避するための措置に関しては、JFE商事は法務アドバイザーである佐藤総合法律事務所から、意見書を取得しております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社 (平成24年3月31日現在)	株式交換完全子会社 (特段の記載のない限り、平成24年4月1日現在)
(1) 名称	JFEホールディングス株式会社	JFE商事株式会社
(2) 本店所在地	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	大阪市北区堂島一丁目6番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 馬田 一	代表取締役社長 福島 幹雄
(4) 事業内容	鉄鋼事業、エンジニアリング事業、造船事業をはじめとする事業会社の株式を所有することによる当該会社の支配・管理	各種商品の国内取引及び輸出入取引を主要業務とし、取扱品目は鉄鋼製品、鉄鋼原料、非鉄金属、化学品、機械、船舶等の分野
(5) 資本金	147,143百万円	14,539百万円
(6) 設立年月日	平成14年9月27日	昭和29年1月5日
(7) 発行済株式数	614,438,399株	236,777,704株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	54,962名(連結)	6,119名(連結) (平成24年3月31日現在のJFE商事ホールディングス(連結)の状況)

(10) 主要取引先	<p>純粹持株会社につき、当該事項はありません。</p>			<p>(仕入先) J F E スチール、J F E 条鋼(株)、J F E ケミカル(株) (販売先) J F E スチール、HYUNDAI G R O U P、川崎汽船(株)</p>		
(11) 主要取引銀行	<p>(株)みずほコーポレート銀行 (株)三井住友銀行 (株)三菱東京U F J 銀行</p>			<p>(株)みずほコーポレート銀行 (株)三井住友銀行 (株)三菱東京U F J 銀行</p>		
(12) 大株主及び持株比率	<p>日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 6.52% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 5.46% 日本生命保険(相) 3.68% (株)みずほコーポレート銀行 2.33% 第一生命保険(株) 2.08%</p>			<p>J F E スチール 38.56% 川崎重工業(株) 2.72% みずほ信託銀行退職給付信託川崎重工業口再信託受託者資産管理サービス信託銀行(株) 2.32% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 2.03%</p>		
(13) 当事会社間の関係等	資本関係 (平成24年3月31日現在)	J F E ホールディングスの株式をJ F E 商事が0.12%保有しております。また、平成24年4月1日現在、J F E 商事の株式をJ F E スチール他J F E ホールディングスの子会社が39.38%保有しております。				
	人的関係 (平成24年3月31日現在)	なし				
	取引関係 (平成24年3月31日現在)	なし				
	関連当事者への該当状況 (平成24年3月31日現在)	J F E 商事は、J F E ホールディングスの100%子会社であり、J F E スチールの持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当いたしません。				
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
	J F E ホールディングス (連結)			J F E 商事ホールディングス (連結)		
決算期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期
純資産	1,465,898	1,478,310	1,456,340	107,060	117,426	123,692
総資産	3,918,317	3,976,644	4,007,263	526,788	571,364	576,493
1株当たり純資産額(円)	2,689.88	2,708.51	2,627.63	432.64	475.57	502.45
売上高	2,844,356	3,195,560	3,166,511	1,811,887	2,011,526	2,086,595



営業利益	88,775	182,810	44,779	15,140	23,363	16,777
経常利益	69,289	165,805	52,977	14,491	23,783	17,283
当期純利益	45,659	58,608	36,633	7,506	13,645	12,108
1株当たり当期純利益(円)	86.35	110.73	68.71	31.78	57.79	51.29
1株当たり配当額(円)	20.00	35.00	20.00	5.00	10.00	10.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) J F E 商事は上記の期間連結財務諸表を作成しておりませんが、同社は平成 24 年 4 月 1 日を効力発生日として実施した、同社の完全親会社であった J F E 商事ホールディングスとの吸収合併後の吸収合併存続会社であることから、経営成績及び財政状態については、J F E 商事ホールディングスの連結数値を記載しております。

## 5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1)名称	J F E ホールディングス株式会社
(2)所在地	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 馬田 一
(4)事業内容	鉄鋼事業、エンジニアリング事業、造船事業をはじめとする事業会社の株式を所有することによる当該会社の支配・管理
(5)資本金	147,143 百万円
(6)決算期	3 月 31 日
(7)純資産	現時点では確定しておりません。
(8)総資産	現時点では確定しておりません。

## 6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得の会計処理を適用する見込みであります。これに伴いのれん(又は負ののれん)の発生が見込まれますが、金額に関しては現時点では確定しておりません。

## 7. 今後の見通し

本株式交換による当期の業績に与える影響等につきましては、現時点では確定しておりません。今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。